



平成 20 年 12 月 8 日

各 位

会社名 株式会社 モリモト
代表者名 代表取締役社長 森本 浩義
(コード番号 8899 東証第二部)
問合せ先 取締役 経営管理本部長 柏木二郎
(TEL. 03-5724-1100)

民事再生手続開始決定のお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 8 日に東京地方裁判所から民事再生手続開始決定を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけすることになり、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。今後につきましては、東京地方裁判所及び監督委員の監督のもと、役職員一同、再生に向けて全力を尽くしてまいりますので、当社の再建に格別のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 民事再生手続開始決定

事件番号、平成 20 年（再）第 287 号の再生手続開始申立事件（平成 20 年 11 月 28 日）について、平成 20 年 12 月 8 日付けで東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定がされました。

2. 民事再生法による今後の予定

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| ①再生債権の届出期間 | 平成 21 年 1 月 7 日まで |
| ②報告書等(民事再生法 124 条、125 条)の提出期限 | 平成 21 年 1 月 27 日 |
| ③認否書の提出期限 | 平成 21 年 1 月 30 日 |
| ④再生債権の一般調査期間 | 平成 21 年 2 月 6 日から平成 21 年 2 月 13 日まで |
| ⑤再生計画案の提出期限 | 平成 21 年 2 月 26 日 |

(注)上記日程につきましては、今後の手続きの進行によっては変更となる場合があります。

以 上